

## 地域福利増進事業制度の事業認定のしくみ（令和4年7月）

### I はじめに

地域福利増進事業制度とは所有者不明土地を利用して、地域住民等の福祉や利便の増進のための施設を整備することができる制度です。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」といいます。）に基づき、土地所有権の取得について、都道府県知事の裁定を受けることで、所有者不明土地を使用することができます。

### II 地域福利増進事業の事業認定申請にかかる基本的な流れ

- ① 事業者は裁定申請書および添付書類を都道府県知事に提出  
(法第10条第1項 申請書類添付書類は同条第2項及び第3項 同法規則第14条別記様式第6号)
- ② 都道府県知事は関係市町村の意見を聴取するとともに、必要があれば関係機関の長に意見を請求（法第11条第2項、第3項）
- ③ 都道府県知事は裁定申請にかかる事業が㊦所有者不明土地であること、㊧いずれかの地域福利増進事業要件に該当するか確認するとともに土地所有権等の期間、事業計画などが適正であるかも確認する。  
(法第2条第2項、第3項に掲げる事業主に第1項1から第8項までに該当するものかを確認する)
- ④ ③の要件に該当した場合、都道府県知事は、裁決申請書（事業内容）を6か月公告  
(令和4年度の法改正で、2か月に短縮になる予定)（第11条4項）
- ⑤ 公告縦覧後、意義の申し出がない場合、都道府県知事は土地所有権等取得についての裁定を実施（第13条）  
裁定事項
  - ・ 土地所有権等を取得する土地の所在、面積等
  - ・ 土地所有権等の始期及び存続期間
  - ・ 損失の補償額（土地を使用することの対価）
- ⑥ 裁定した内容を公告し、事業者へ通知（第14条）
- ⑦ 事業者は土地所有権等の始期までに損失の補償額を供託（第17条1項）  
供託後、事業者は土地所有権を取得（第15条）



土地の使用を開始

### 【申請にあたっての注意事項】

- ※事業者は申請前にあらかじめ事業の内容について協議会の開催のほか、配布物などで事業を周知し住民の意見を反映するよう努めてください。（法第10条第5号）
- ※縦覧時に異議の申し出があった場合は申請が却下される場合があります。
- ※損失補償の算出にあたっては収用委員会の意見を聴取します。
- ※事業者は裁定が出た場合、10年の範囲で土地使用が可能となります。  
（令和4年度の改正で、事業の種類により最長20年になる予定）
- ※延長も認められています。（ただし延長にあたっては申請と同じ手続きが必要です）
- ※使用期間が過ぎた後は「原状回復」し、土地を返却することとなります。

### Ⅲ 対象となる土地

所有者が不明土地であって、一定規模以上の建築物がなく、使われていない土地

令和4年度の法改正により、損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地についても申請が可能となる予定です。

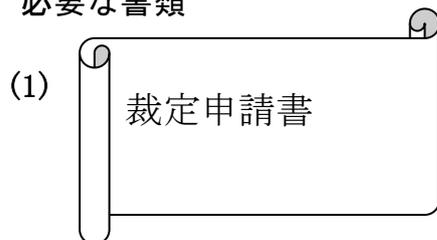
### Ⅳ 対象となる事業

地域住民等の福祉や利便の増進を図るために行われる、法第2条第3号のいずれかに掲げる事業が対象です。

- ・公園、緑地、広場、運動場
- ・道路、駐車場
- ・学校、公民館、図書館
- ・社会福祉施設、病院、診療所
- ・被災者の居住のための住宅
- ・購買施設、教養文化施設（周辺で同種の施設が著しく不足している場合等に限り、対象となります）
- ・備蓄倉庫等の災害関連施設、再生可能エネルギー発電設備  
（令和4年度の改正で新たに追加予定）

## V 事業認定の申請

### 1 必要な書類



#### (1) 裁定申請書の記載事項（第10条第2項 施行規則第14条別記様式第6）

- ①事業者の氏名又は名称及び住所
- ②事業の種別（地域福利増進事業の種類）
- ③事業区域
- ④裁定申請をする理由
- ⑤土地使用者の目的となる特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び地積
- ⑥特定所有者不明土地の所有者の全部または一部を確知することができない事情
- ⑦土地使用者等の始期
- ⑧土地等使用者の存続期間

#### (2) 添付書類（第10条第3項）

- ①事業計画書  
（整備する施設の種類・構造、事業区域、権利の取得計画、資金計画、原状回復方法等が記載されているもの）
- ②補償金額見積書  
（使用する土地の面積、物件等の種類及び数量、確知所有者の氏名・住所など）
- ③事業の実施に関して必要な許可や認可等に関する行政機関の長の意見書  
（事業区域の利用に法令の制限がある場合や事業の実施に許可が必要な場合など）
- ④その他国土交通省令で定める書類  
（暴力団員等ではないことの誓約書など）

※補償額の見積方法については、公共用地にかかる損失補償基準に基づき算定いただくこととなります。

#### ◆地域福利増進事業の申請手続きに関する問い合わせ先

埼玉県県土整備部用地課土地収用担当

電話 048-830-5048

e-mail a5030-04@pref.saitama.lg.jp